

品川区介護人材確保・定着の支援に係る補助事業実施要綱

制定 令和6年11月1日 区長決定 要綱第354号

(目的)

第1条 この要綱は、慢性的な介護人材の不足に対し、安定的な介護サービス事業によるサービス提供の確保に資することを目的とし、区内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業を提供する事業所および施設を運営する事業者が、介護職員、看護職員および介護支援専門員（以下「対象者」という。）の確保および定着にかかる経費に対して、区長が予算の範囲内において補助を行うために必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 この要綱に基づく介護人材の確保および定着に係る補助事業（以下「事業」という。）における補助金の種類、補助対象経費、補助基準額、補助率および補助金の額の算定方法は、それぞれ別表第1のとおりとする。

(対象となる事業所および施設)

第3条 事業の対象となる事業所は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める介護保険法に基づく介護サービスを区内において提供する事業所および施設（以下「事業所等」という。）とする。

- (1) 遠隔地からの介護職員・看護職員確保支援補助金 別表第2の1の項から17の項までに規定するいずれかの介護サービスを行う事業所等
- (2) 介護老人福祉施設・介護老人保健施設における介護職員・看護職員人材紹介・派遣料支援補助金 別表第2の1の項、2の項および16の項に規定する介護サービスを行う事業所等
- (3) 居宅介護支援事業所における保健師等資格所有者採用促進補助金 別表第2の18の項および19の項に規定する介護サービスを行う事業所等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法人の事業所等は、事業の対象外とする。

- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が運営する法人
- (2) 当該法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者が所属する法人
- (3) 第5条に規定する交付申請を行う日の属する会計年度（以下「現会計年度」という。）の前会計年度の初日から現会計年度の末日までの間において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法またはこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業所等は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める要件の全てを満たさなければならない。

(1) 遠隔地からの介護職員・看護職員確保支援補助金

ア 区長が別に定める地域から、住所を品川区、港区、目黒区または大田区のいずれかに異動した介護職員または看護職員を1年以上の常勤雇用契約で採用していること。

イ 介護職員または看護職員が、専ら品川区に住所を有する被保険者（介護保険法第9条に規定する被保険者をいう。）に対する介護サービスの提供に従事していること。

ウ 現会計年度の前会計年度の初日から現会計年度の末日までの間に、介護職員または看護職員の採用後、区内の事業所等における勤務継続期間が6か月以上経過していること。

エ 区長が別に定める1事業者あたりの補助対象者数を超えないこと。

(2) 介護老人福祉施設・介護老人保健施設における介護職員・看護職員人材紹介・派遣料支援補助金

ア 介護職員または看護職員を1年以上の常勤雇用契約で採用していること。

イ 現会計年度の前会計年度の初日から現会計年度の末日までの間に、介護職員または看護職員の採用後、区内の事業所等における勤務継続期間が6か月以上経過していること。

ウ 区長が別に定める1事業者あたりの補助対象者数を超えないこと。

(3) 居宅介護支援事業所における保健師等資格所有者採用促進補助金

ア 保健師または看護師資格を有する介護支援専門員を1年以上の常勤雇用契約で採用していること。

イ 現会計年度の前会計年度の初日から現会計年度の末日までの間に、保健師または看護師資格を有する介護支援専門員の採用後、区内の事業所等における勤務継続期間が6か月以上経過していること。

ウ 区長が別に定める1事業者あたりの補助対象者人数を超えないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 事業所等を運営する事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、品川区介護人材確保・定着支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、区長が別に定める日までに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があつた場合において、申請書の内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、品川区介護人材確保・定着支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容を申請者（以下「補助対象事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、品川区介護人材確保・定着支援事業補助金交付請求書（第3号様式）を、区長が別に定める日までに区長に提出し、当該補助金の支払を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査のうえ、適当と認める場合は、当該請求に係る補助金の請求を行った補助対象事業者に支払うものとする。

(準用)

第9条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉部長が別に定める。

別表第 1（第 2 条関係）

1 補助金の種類	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率	5 補助金の額の算定方法
遠隔地からの介護職員・看護職員確保支援補助金	遠隔地からの介護職員・看護職員確保に係る経費であって、次の(1)および(2)の合計額 (1) 当該職員の生活基盤を整えるために事業者が当該職員に対して支給する支度金（以下「就職支度金」という。） (2) 当該職員が面接、施設見学等に要した交通費および引越しに要した準備経費（以下「準備経費」という。）	次の(1)および(2)の合計額 (1) 就職支度金 上限100,000円 (2) 準備経費 上限200,000円	10/10	第2欄に定める補助対象経費と第3欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
介護老人福祉施設・介護老人保健施設における介護職員・看護職員人材紹介・派遣料支援補助金	介護老人福祉施設・介護老人保健施設における介護職員・看護職員について、人材紹介会社、派遣会社等を利用した場合の人材紹介料または派遣料	人材紹介会社、派遣会社等を利用した場合の紹介料または派遣料 (1) 介護職員 上限500,000円 (2) 看護職員 上限1,200,000円	10/10	第2欄に定める補助対象経費と第3欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
居宅介護支援事業所における保健師等資格所有者採用促進補助金	居宅介護支援事業所における保健師等資格所有者に支給する年間給与	対象者の年額給与 上限6,000,000円	1/2	第2欄に定める補助対象経費と第3欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象とする介護保険法に基づく事業種別等

1	介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	訪問介護
4	訪問看護
5	通所介護
6	（介護予防）短期入所生活介護
7	（介護予防）短期入所療養介護
8	（介護予防）特定施設入居者生活介護
9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
10	夜間対応型訪問介護
11	（介護予防）認知症対応型通所介護
12	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
13	看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定するサービスをいう。）
14	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
15	地域密着型特定施設入居者生活介護
16	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
17	地域密着型通所介護
18	居宅介護支援
19	介護予防支援

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長あて

（申請者）

所在地

事業者（法人）名称

代表者職・氏名

年度品川区介護人材確保・定着支援事業補助金
交付申請書

品川区介護人材確保・定着の支援に係る補助事業実施要綱第5条に基づき、下記のとおり補助金の交付申請をします。

記

1. 申請額 _____円

2. 提出書類

- （1） 年度品川区介護人材確保・定着支援事業補助金交付申請書（本紙）
- （2） 品川区介護人材確保・定着支援事業補助金 所要額調書（別紙1）
- （3） 次に該当する書類
 - ① 遠隔地からの介護職員・看護職員確保支援補助金 内訳書（別紙2）および添付書類
 - ② 介護老人福祉施設・介護老人保健施設における介護職員・看護職員人材紹介・派遣料支援補助金 内訳書（別紙3）および添付書類
 - ③ 居宅介護支援事業所における保健師等資格所有者採用促進補助金 内訳書（別紙4）および添付書類

第2号様式（第6条関係）

文書番号

年 月 日

（申請者）

様

品川区長

年度品川区介護人材確保・定着支援事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、 年度品川区介護人材確保・定着支援事業補助金について、下記のとおり交付額を決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 _____円

2. その他 不正等の手段により補助金の交付を受けた場合は、このかぎりではありません。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長あて

（申請者）

所在地

事業者（法人）名称

代表者職・氏名

年度品川区介護人材確保・定着支援事業補助金
交付請求書

年 月 日付文書番号で交付決定のありました、年度品川区介護人材確保・定着支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 _____円

2. 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義人	

事業者（法人）の事務担当者

部署名	
担当者	
TEL	
e-mail	